

資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）等（附則第二十九条関係）

改正案	現行
<p>資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号） （定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、11（略）</p> <p>12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。</p> <p>13（略）</p> <p>会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号） （定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度をいう。</p> <p>四、九（略）</p>	<p>資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号） （定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、11（略）</p> <p>12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。</p> <p>13（略）</p> <p>会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号） （定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 事業年度 法人税法第一編第五章（事業年度）に規定する事業年度をいう。</p> <p>四、九（略）</p>

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六～八（略）

法人特別税法（平成四年法律第十五号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六～八（略）

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六～八（略）

法人特別税法（平成四年法律第十五号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六～八（略）

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。</p> <p>三 十一 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。</p> <p>三 十一 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>
--	--

<p>改正案</p>	<p>第十四条ノ三（略）</p> <p>前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」又ハ「特定社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第一条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項ニ掲グル特定社債ヲ謂フ</p> <p>・（略）</p>
<p>現行</p>	<p>第十四条ノ三（略）</p> <p>前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「特定社債」又ハ「資産流動化計画」トハ夫々特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項ニ掲グル特定目的会社、同条第五項ニ掲グル特定社債又ハ同法第五条ニ掲グル資産流動化計画ヲ謂フ</p> <p>・（略）</p>

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（附則第三十一条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（証券業務の特例） 第二十八条ノ六（略） 前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」又ハ「特定社債」ト八夫々資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項ニ掲グル特定社債ヲ謂フ</p> <p>・（略）</p>	<p>（証券業務の特例） 第二十八条ノ六（略） 前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「特定社債」又ハ「資産流動化計画」ト八夫々特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第二項ニ掲グル特定目的会社、同条第五項ニ掲グル特定社債又ハ同法第五条ニ掲グル資産流動化計画ヲ謂フ</p> <p>・（略）</p>

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>第五条ノ三 信託業務ヲ営ム金融機関ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者トスル定型的信託契約（貸付信託又ハ投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ金融再生委員会ノ認可ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ</p>	<p>第五条ノ三 信託業務ヲ営ム金融機関ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者トスル定型的信託契約（貸付信託又ハ証券投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク）ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ金融再生委員会ノ認可ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ</p>

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（附則第三十三條關係）

改正案	現行
<p>第十条（略）</p> <p>第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。</p> <p>⑳（略）</p>	<p>第十条（略）</p> <p>第六項第六号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項又は第五条に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。</p> <p>⑳（略）</p>

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十八条の三 資金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 一十七（略）</p> <p>十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）<u>第二条第七項</u>に規定する特定社債で政令で定めるもの（<u>第五項</u>において単に「特定社債」という。）</p> <p>十九（略）</p> <p>2 5（略）</p>	<p>第六十八条の三 資金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 一十七（略）</p> <p>十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）<u>第一条第五項</u>に規定する特定社債で政令で定めるもの（<u>第五項</u>において単に「特定社債」という。）</p> <p>十九（略）</p> <p>2 5（略）</p>



改正案	現行
<p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）</p> <p>三の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券</p> <p>四、五の二（略）</p> <p>五の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>六（略）</p> <p>七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券</p> <p>七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>七の三（略）</p> <p>七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益</p>	<p>第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券</p> <p>四、五の二（略）</p> <p>五の三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券</p> <p>六（略）</p> <p>七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</p> <p>七の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券</p> <p>七の三（略）</p> <p>（新設）</p>

証券

八 (略)

九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有する者もの

十・十一 (略)

⑳ (略)

第二十四条 (略)

㉑ (略)

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは、「有価証券の発行者である会社（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」と、「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、総理府令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）（こと）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券の」とあるのは、「特定有価証券の」と、

八 (略)

九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有する者もの

十・十一 (略)

⑳ (略)

第二十四条 (略)

㉑ (略)

第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、総理府令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）（こと）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券の」とあるのは、「特定有価証券の」と、第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「有価証券が」とあるのは、「特定有価証券が」と、「その該当することとな

第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

第二十八条の四 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む

つた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

第二十八条の四 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による

む。( )に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十 (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一〇五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八〇十 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

る刑を含む。( )に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八〇十 (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一〇五 (略)

六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八〇十 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 (略)

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

(新設)

三十三 (略)

〽 (略)

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三・四 (略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

三十三 (略)

〽 (略)

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三・四 (略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一・二（略）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四、七（略）

一・二（略）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四、七（略）

改正案	現行
<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）            2）5（略）            6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一・二（略）            二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。            三・四（略）            7）11（略）</p>	<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）            2）5（略）            6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            一・二（略）            二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。            三・四（略）            7）11（略）</p>

改正案

現行

<p>（財産の所在）</p> <p>第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託（同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在</p> <p>八～十（略）</p> <p>二～四（略）</p> <p>（物納）</p> <p>第四十一条（略）</p>	<p>（財産の所在）</p> <p>第十条 左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在</p> <p>八～十（略）</p> <p>二～四（略）</p> <p>（物納）</p> <p>第四十一条（略）</p>
--	---



2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち左に掲げるものとする。

一・二（略）

三 社債及び株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条第四項に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四（略）

3（略）

（調書の提出）

第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるものうち左に掲げるものとする。

一・二（略）

三 社債及び株式（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。）並びに証券投資信託又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四（略）

3（略）

（調書の提出）

第五十九条 左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払つた生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所等の所在地の所轄税務署長に

提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。

一・二 (略)

三 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。) 引き受けた信託(投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。) に関する受益者別(第四条第二項第一号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別)の調書

2 (略)

提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。

一・二 (略)

三 信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。) 引き受けた信託(証券投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。) に関する受益者別(第四条第二項第一号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別)の調書

2 (略)

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第三十八条関係）

改正案	現行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二（略） 二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。 三～五（略） 6～17（略）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二（略） 二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。 三～五（略） 6～17（略）</p>

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第一百十号）（附則第三十九条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（運用の範囲）</p> <p>第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 二十三年（略）</p> <p>二十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十一条第七項に規定する特定社債で政令で定めるもの（次項及び第六項において単に「特定社債」という。）</p> <p>二十五（略）</p> <p>27（略）</p>	<p>（運用の範囲）</p> <p>第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 二十三年（略）</p> <p>二十四 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十一条第五項に規定する特定社債で政令で定めるもの（次項及び第六項において単に「特定社債」という。）</p> <p>二十五（略）</p> <p>27（略）</p>

会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）（附則第四十条関係）

改正案	現行
<p>（法人税法等の特例） 第二百六十九条（略）</p> <p>4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条（中間申告）（同法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）及び地方税法第七十二条の二十六（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）の規定は、適用しない。</p>	<p>（法人税法等の特例） 第二百六十九条（略）</p> <p>4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一条（中間申告）（同法第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）及び地方税法第七十二条の二十六（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）の規定は、適用しない。</p>

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第四十一条関係）

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。</p> <p>三・四（略）</p> <p>7）13（略）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。</p> <p>三・四（略）</p> <p>7）13（略）</p>

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（附則第四十二条関係）

改正案	現行
<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。）の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>

2  
~  
5  
(略)

2  
~  
5  
(略)



改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度若しくはその計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌計算期間以後の計算期</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）</p>

間分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分若しくは前計算期間以前の計算期間分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

二〇八（略）

七〇十（略）

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条（略）

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一・二（略）

三 法人税 事業年度（法人税法第二十九条の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については、計算期間）の終了の時

四〇十四（略）

3（略）

（修正申告）

第十九条（略）

二〇三（略）

二〇八（略）

七〇十（略）

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条（略）

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十二号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一・二（略）

三 法人税 事業年度の終了の時

四〇十四（略）

3（略）

（修正申告）

第十九条（略）

二〇三（略）

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一・二 (略)

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ (略)

八 所得税法第百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第八十二条の十五第三項(特定信託に係る欠損金に対する準用)及び第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 (略)

(過少申告加算税)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一・二 (略)

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ・ロ (略)

八 所得税法第百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第八十一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 (略)

(過少申告加算税)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一 (略)

二 期限内申告税額 期限内申告書(次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。)の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。)

イ (略)

ロ 法人税法第二条第四十一号(定義)に規定する中間納付額、同条第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八条(所得税額の控除)(同法第四百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第六十九条(外国税額の控除)、第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)若しくは第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条(退職年金等積立金に係る中間申告による納付)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)又は同法第百条(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額

八・二 (略)

るところによる。

一 (略)

二 期限内申告税額 期限内申告書(次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。)の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。)

イ (略)

ロ 法人税法第二条第四十一号(定義)に規定する中間納付額、同条第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八条(所得税額の控除)(同法第四百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)若しくは第六十九条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条(退職年金等積立金に係る中間申告による納付)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)又は同法第百条(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額

八・二 (略)

4 · 5  
(略)

4 · 5  
(略)

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第四十四条関係）

改正案

別表第一 課税物件表（第二条 第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

四	三	一	番号	
			物件名	課税物件
株券、 出資証 券若し くは社 債券又 は投資 信託、 貸付信	1 (略)	2 出資証券と は、相互会社 (保険業法) 平成七年法律 第五号(第 二条第五項) に規定	(略)	課税標準及び税率
次に掲げる券面 金額(券面金額の 記載のない証券で 株数(端株券にあ つては、端株の一 株に対する割合。 以下この号におい て同じ。)又は口	1 (略)	2 受益権 を他の投 資信託の 受託者に 取得させ ることを 目的とす	(略)	非課税物件

現行

別表第一 課税物件表（第二条 第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

四	三	一	番号	
			物件名	課税物件
株券、 出資証 券若し くは社 債券又 は証券 投資信 託若し	1 (略)	2 出資証券と は、相互会社 (保険業法) 平成七年法律 第五号(第 二条第五項) に規定	(略)	課税標準及び税率
(略)	1 (略)	2 受益権 を他の証 券投資信 託の受託 者に取得 させるこ とを目的	(略)	非課税物件

託若し くは特 定目的 信託の 受益証 券	する相互会社 をいう。以下 同じ。( )の作 成する基金証 券及び法人の 社員又は出資 者たる地位を 証する文書( ) 投資信託及び 投資法人に関 する法律(昭 和二十六年法 律第九十八 号)に規定す る投資証券を 含む。( )をい う。	数の記載のあるも のにあつては、一 株又は一口につき 政令で定める金額 に当該株数又は口 数を乗じて計算し た金額)の区分に 応じ、一通につき 、次に掲げる税率 とする。
	3 (略)	二百円 の 五百万円以下のも の 五百万円を超え千 万円以下のもの 千円 千万円を超え五千 万円以下のもの 二千円 五千万円を超え一 億円以下のもの 一億円 一億円を超えるも

る投資信  
託の受益  
証券で政  
令で定め  
るもの

くは貸 付信託 の受益 証券	する相互会社 をいう。以下 同じ。( )の作 成する基金証 券及び法人の 社員又は出資 者たる地位を 証する文書( ) 証券投資信託 及び証券投資 法人に関する 法律(昭和二 十六年法律第 百九十八号) に規定する投 資証券を含む 。( )をいう。
	3 (略)

とする証  
券投資信  
託の受益  
証券で政  
令で定め  
るもの

二十	五	
(略)		
(略)		
(略)		の
(略)		二万円

二十	五	
(略)		
(略)		
(略)		
(略)		



登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十五条関係）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税	率
一〇十九（略）			
十九の二 特定目的会社の登記			
(一) 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) 第一 二条第三項(定義)に規定する 特定目的会社(以下この号 において「特定目的会社」と いう。)につきその本店の所 在地においてする登記	申請件数	一件につき三万円	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税	率
一〇十九（略）			
十九の二 特定目的会社の登記			
(一) 特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律(平 成十年法律第百五号) 第一 二条第二項(定義)に規定する特 定目的会社(以下この号にお いて「特定目的会社」とい う。)につきその本店の所在地 においてする登記	(略)	(略)	
イ (略)			

(三) 投資信託及び投資法人に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十九条(定義) に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
				申請件数 (略)	一件につき二万円 (略)
(三) 投資信託及び投資法人に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十九条(定義) に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
認可件数	(略)	(略)	(略)	申請件数 (略)	一件につき二万円 (略)

(三) 証券投資信託及び証券投資に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十一条(定義) に規定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
				申請件数 (略)	一件につき二万円 (略)
(三) 証券投資信託及び証券投資に関する登記 (一)・(二) (略)	二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可	二十、二十四の五 (略)	(一) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十一条(定義) に規定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記 (二)・(三) (略)	申請件数	一件につき三万円
認可件数	(略)	(略)	(略)	申請件数 (略)	一件につき二万円 (略)

<p>二十六、四十九（略）</p>	<p>する法律第六条（認可）に規定する投資信託委託業者の認可</p>		<p>円</p>
<p>二十六、四十九（略）</p>	<p>法人に関する法律第六条（認可）に規定する証券投資信託委託業者の認可</p>		<p>円</p>

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（附則第四十六号関係）

改正案

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者と居住者（所得税法第一条第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）、内国法人（同条第一項第六号に規定する内国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等）で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）又は特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である内国法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、 税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合

現行

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者と居住者又は内国法人（それぞれ所得税法第一条第三号又は第六号に規定する居住者又は内国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等）で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者又は内国法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者又は内国法人の各年分又は各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

<p>に計算される当該居住者、内国法人又は特定信託の各年分、各事業年度又は各計算期間の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。</p> <p>2 前項の更正をする場合において、内国法人又は特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二十八条の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二十八条の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改正案

現行

（登録の拒否要件）

第六条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～七（略）

八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

（登録の拒否要件）

第六条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～七（略）

八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

2  
九、十一  
（略）

2  
九、十一  
（略）  
るとき。

改正案

現行

<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）</p> <p>第三百二十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする營業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）（第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の營業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号））第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）（又は受益者）（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託とし</p>	<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）</p> <p>第三百二十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする營業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）（第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条において「新受託者」という。）との間の營業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）（又は受益者）（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者又は移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。</p>
--	---



て政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者又は移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3  
11（略）

第三百二十二条の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について

前条第一項の規定による更迭が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該更迭についてその承認を求めなければならない。この場合において、同法第八十三条第三項の規定は、適用しない。

2 権利者集会が前項の承認を求める議案を否決したときは、新受託者の当該特定目的信託に係る任務は、終了する。

3 信託法第四十五条の規定は、前項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

（新設）

3  
11（略）

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成給付金契約等）</p> <p>第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）</p>	<p>（勤労者財産形成給付金契約等）</p> <p>第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令</p>

、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一～四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六～九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一（四）（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六（九）（略）

3・4（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）（、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一（四）（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六（九）（略）

3・4（略）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）            第十条（略）            2）5（略）            6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、<u>「資産流動化計画」</u>又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第一条第三項、第四項又は第七項（定義）</u>に規定する特定目的会社、<u>資産流動化計画又は特定社債をいう。</u></p> <p>7・8（略）</p>	<p>（業務の範囲）            第十条（略）            2）5（略）            6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、<u>「特定社債」</u>又は「<u>資産流動化計画</u>」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第二条第二項若しくは第五項（定義）</u>又は<u>第五条（資産流動化計画）</u>に規定する特定目的会社、<u>特定社債又は資産流動化計画をいう。</u></p> <p>7・8（略）</p>

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（附則第五十一条関係）

改正案	現行
<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号、第二項及び第四項、第三十二条第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。</p> <p>5 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号及び第三号、同条第二項及び第四項、第三十二条第三項</p>	<p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号、第二項及び第四項、第三十二条第三項及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。)  
は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者名簿」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十二条第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成

4 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

（新設）

五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券について準用する。  
この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十二條並びに第三十一條第二項及び第三項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権を表示する証書について準用する。

9 第三項及び第五項から第七項までに規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十六條 商法第四百九十八條第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二條第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一條又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四條第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二條第一項又は第五項(これらの規定を第三十九條第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。)を備え置かなかつたとき。

(新設)

5 前二項に規定するもののほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十六條 商法第四百九十八條第一項、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三條第一項又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百五十一條に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二條第一項又は第五項(これらの規定を第三十九條第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿又は実質投資主名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。)を備え置かなかつたとき。



二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、又は第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）において準用する場合を含む。）、又は第七項（第三十九条第六項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、又は第四項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、又は第七項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合に</p>

消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 (略)

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)若しくは投資信託及び投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業(投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。)又は投資法人資産運用業(同条第十七項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)に関し著しく不適当な行為をした者

八・九 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二十二条 (略)

2 投資顧問業者(法人である場合に限る。以下この項において同じ

おいては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 (略)

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務又は証券投資信託委託業(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第九項に規定する証券投資信託委託業をいう。以下同じ。)に関し著しく不適当な行為をした者

八・九 (略)

2 (略)

(禁止行為)

第二十二条 (略)

2 投資顧問業者(法人である場合に限る。以下この項において同じ

。 ( ) は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人(当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。

( ) である投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。 ) が運用の指図を行う投資信託財産(同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。 ) に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人(同法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。 ) の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 四 (略)

(業務の範囲等)

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。 ) を営むこととするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 5 (略)

(投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第二十三条の二 投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産

。 ( ) は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人(当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。

( ) である証券投資信託委託業者(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。 ) が運用の指図を行う信託財産(同法第十四条に規定する信託財産をいう。以下同じ。 ) に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 四 (略)

(業務の範囲等)

第二十三条 投資顧問業者は、証券投資信託委託業又は証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。 ) を営むこととするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 5 (略)

(投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第二十三条の二 投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合に

運用業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を図るため又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 (略)

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(兼業の制限等)

においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 (略)

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない

- 一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(業務改善命令)

第三十七条 金融再生委員会は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 6 (略)

(認可投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(業務改善命令)

第三十七条 金融再生委員会は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者

が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

（登録の取消し等）

第三十八条 金融再生委員会は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号、第八号（同項第七号に係る部分を除く。）、又は第九号（同項第七号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二・三（略）

2・3（略）

が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

（登録の取消し等）

第三十八条 金融再生委員会は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第六号、第八号（同項第七号に係る部分を除く。）、又は第九号（同項第七号に係る部分を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二・三（略）

2・3（略）

(認可の取消し等)

第三十九条 金融再生委員会は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律(投資信託及び投資法人に関する法律第二編から第四編までを含む。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 (略)

2 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 第三十一条の第一項の規定に違反して、承認を受けずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業以外の業務を営んだ者

(認可の取消し等)

第三十九条 金融再生委員会は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第一号(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三編を含む。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 (略)

2 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 第三十一条の第一項の規定に違反して、承認を受けずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業以外の業務を営んだ者



第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに投資信託委託業、投資法人資産運用業又は証券業を営んだ者

五～七 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに証券投資信託委託業又は証券業を営んだ者

五～七 (略)

改正案

現行

<p>（定義）                  第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                  一、十二（略）                  十三 事業年度 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。                  十四、十九（略）                  2、4（略）</p>	<p>（定義）                  第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                  一、十二（略）                  十三 事業年度 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一編第五章（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他同章の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。                  十四、十九（略）                  2、4（略）</p>
<p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）                  第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労</p>	<p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）                  第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成</p>

者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

- 一 受益者が特定している場合 その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

- 2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託をいう。

3 （略）

基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

- 一 受益者が特定している場合 その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

- 2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項に規定する証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

3 （略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は所得税法第一条第十五号（定義）に規定する公社債投資信託若しくは同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料に対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

四、十三（略）

別表第一（第六条関係）

一・二（略）

三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四条第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託（同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三条（定義）に規定する投資口を含む。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）に係る信託報酬に対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの。

四、十三（略）

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（附則第五十四条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）</u>、若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）</u>、若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人</p>

四、六（略）

2（略）

（銀行、信託会社等の適用除外）

第四十八条（略）

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条に規定する投資信託委託業者（同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。

四、六（略）

2（略）

（銀行、信託会社等の適用除外）

第四十八条（略）

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条に規定する証券投資信託委託業者（その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（附則第五十五条関係）

改正案	現行
<p>第十一条（略）</p> <p>2 特定債権等を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（<u>第二条第十二項に規定する特定目的信託として信託する場合については、前項の規定にかかわらず、第三条から第五条までの規定を準用しない。</u>）</p> <p>（特定目的会社に関する特例）</p> <p>第十一条の二 <u>資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が特定債権を特定事業者から譲り受ける場合については、第二条第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、第六条から第十条までの規定を適用する。</u>この場合において、第十条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは、「特定事業者」と、「第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画（第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とあるのは、「第六条の規定により確認を受けた計画（同条の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とする。</p>	<p>第十一条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特定目的会社に関する特例）</p> <p>第十一条の二 <u>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社が特定債権を特定事業者から譲り受ける場合については、第二条第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、第六条から第十条までの規定を適用する。</u>この場合において、第十条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは、「特定事業者」と、「第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画（第三条又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とあるのは、「第六条の規定により確認を受けた計画（同条の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）」とする。</p>

保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第五十六條關係）

改正案	現行
<p>第九十八條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>第九十八條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。</p> <p>6～8（略）</p>



電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（附則第五十七条関係）

改正案

現行

<p>（他の国税に関する法律の規定の適用）          第十一条（略）          2（略）          3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）並びに法人税法第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四十六条第一項（外国人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び同法第二百二十七条第二項第一号の規定の適用については、所得税法第五十条第一号及び法人税法第二百二十七条第一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」と、同条第二項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。</p>	<p>（他の国税に関する法律の規定の適用）          第十一条（略）          2（略）          3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四十六条第一項（外国人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第五十条第一号及び法人税法第二百二十七条第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは、「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。</p>
---	--

金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第五十八条関係）

改正案	現行
<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づき命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 投資信託委託業者の認可及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>十五 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資法人をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>十六～二十七（略）</p> <p>二十八 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者をいう。）の届出及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>二十九～三十三（略）</p>	<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づき命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 証券投資信託委託業者の認可及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>十五 証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資法人をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>十六～二十七（略）</p> <p>二十八 特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定目的会社をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>二十九～三十三（略）</p>

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）（附則第五十九条関係）

改正案	現行
<p>附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置） 第十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七条の十第三項」と、「前条の」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十の」と、「同条第四項中「転換社債」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」と、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の</p>	<p>附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置） 第十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。</p>

<p>3 (略)</p>	<p>臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。</p>
<p>3 (略)</p>	

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人事業税減収見込額 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第七条の規定による改正後の地方税法附則第九条の二及び第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）（附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合）（この場合において、同条の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。）における各年度の法人の事業税の収入見込額から当該各年度の法人の事業税の収入見込額を控除した額をいう。</p> <p>四、七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人事業税減収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第九条の二及び第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）（附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合）における各年度の法人の事業税の収入見込額から当該各年度の法人の事業税の収入見込額を控除した額をいう。</p> <p>四、七（略）</p> <p>2略</p>

改正案	現行
<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ又（略）</p> <p>ル 投資信託委託業者</p> <p>ロ 投資法人</p> <p>ワ ナ（略）</p> <p>ラ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第三項</p>	<p>（金融再生委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二十八条 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第三条及び第四条を次のように改める。 （任務）</p> <p>第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。 （所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること</p> <p>イ又（略）</p> <p>ル 証券投資信託委託業を営む者</p> <p>ロ 証券投資法人</p> <p>ワ ナ（略）</p> <p>ラ 特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第一条第一項に規定する</p>

、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。 )  
ムヅ (略)  
(略)

特定目的会社をいう。 )  
ムヅ (略)  
(略)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第六十二条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係） 一、二十二（略）</p> <p>二十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八條（設立企画人、執行役員等の特別背任）、第二百二十八條の二（投資法人債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百三十條（不実文書行使）、第二百三十五條第一項（投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六條第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪</p> <p>二十四、五十七（略）</p> <p>五十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百四十條（発起人、取締役等の特別背任）、第二百四十一條（特定社債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百四十三條（不実文書行使）、第二百四十八條第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第二百五十一條第三項（社員の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第六項（社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係） 一、二十二（略）</p> <p>二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八條（特別背任）、第二百三十條（不実文書行使）、第二百三十五條第一項（証券投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六條第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪</p> <p>二十四、五十七（略）</p> <p>五十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第七十一條（発起人、取締役等の特別背任）、第七十二條（特定社債権者集会の代表者等の特別背任）、第七十四條（不実文書行使）、第七十九條第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第八十二條第二項（社員の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪</p>



五十九 (略)

五十九 (略)

改正案	現行
<p>（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）</p> <p>第四百三条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第二百五条第一項を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第二百二十四条中「調査」を削る。</p> <p>第二百二十四条の二中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。</p> <p>第二百五条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第六条の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改める。</p> <p>（資産の流動化に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十三條 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第二十九條を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「</p>	<p>（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正）</p> <p>第四百三条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第二百五条第一項を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第二百二十四条中「調査」を削る。</p> <p>第二百五条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第六条の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改める。</p> <p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十三條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第六十二條を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財</p>

財務大臣」に改める。

第二百二十八条中「調査、」を削る。

第二百二十九条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四百七条の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

務大臣」に改める。

第六十一条中「調査、」を削る。

第六十二条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。